

登別市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

利用の手引き



登別市PRキャラクター
登舞(じま)くん

はじめに

登別市では、市民一人ひとりが人権を尊重し、互いに個性や多様性を認め合うことで、誰もが生きがいを感じて自分らしく暮らせる社会の実現を目指しています。

このことから市では、多様な性のあり方が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現する一つ的手段として、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を創設いたしました。

この制度に法的効力はありませんが、行政サービスのほか、民間サービスにおいてもこれまで受けることができなかったサービスが受けられる場合が出てくるなど広がりを見せています。

令和6年4月1日現在、パートナーシップ制度は全国で456自治体で導入されておりますが、そのうち47%にあたる216自治体では、パートナーの子等も含めて家族として証明するファミリーシップ制度が導入されております。令和4年8月現在の割合は19%であり、当事者のみならず「家族」を意識した制度に移行していると考え、パートナーシップに加えて家族も対象としたファミリーシップを併せて導入いたしました。

本手引きは、本市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用を検討されている方に手続きの流れなどを分かりやすく理解してもらうことを目的に作成しました。

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 1 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは | 1 |
| 2 制度の利用方法について | 2 |
| (1)宣誓をすることができる方 | 2 |
| (2)宣誓手続きの流れ | 3 |
| (3)宣誓時に必要な書類 | 4 |
| 3 宣誓書受領証等の再交付について | 5 |
| 4 宣誓書受領証等の記載事項の変更について | 6 |
| 5 宣誓書受領証等の返還について | 7 |
| 6 宣誓後の取消について | 8 |
| 7 登別市に転入するとき・登別市から転出するとき | 9 |
| 8 よくある質問 | 10 |
| 9 その他 | 11 |

1. 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、双方又は一方が性的マイノリティであるお二人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。また、お二人と生活を同じくする子どもや親がいる場合は、併せてファミリーシップ関係を宣誓することができます。

次に、パートナーシップとファミリーシップの定義をお知らせします。

【パートナーシップ】

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束した、双方又は一方が性的マイノリティである2人の関係をいいます。

【ファミリーシップ】

パートナーシップにある者とその双方若しくは一方の生計を一にする子(養子を含む。)又は当該パートナーシップにある者の親(養親を含む。)との家族としての関係をいいます。

(解説) 〈性的マイノリティ〉

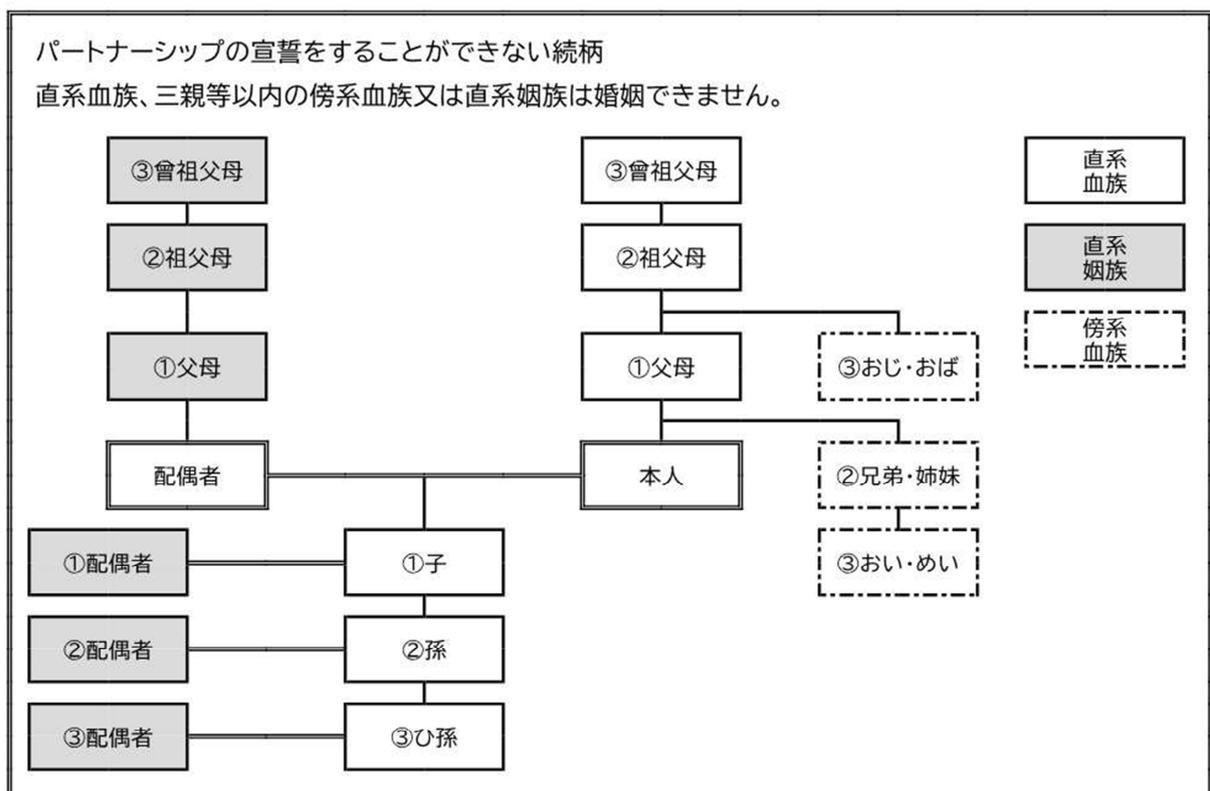
「性自認(こころの性)が出生時に割り当てられた性別(からだの性)と異なる方、性的指向(好きになる性)が必ずしも異性愛のみではない方」と本制度では定義しています。

2. 制度の利用方法について

1 宣誓をすることができる方

パートナーシップ制度を利用できる方は、双方又は一方が性的マイノリティであるお二人が、次のすべての項目を満たしている必要があります。

- (1) お二人とも民法に規定している成年(18歳)に達していること
- (2) 少なくともどちらか一方が登別市に住所を有していること又は宣誓日から3ヶ月以内に登別市へ転入予定であること
- (3) お二人とも配偶者がいないこと及びこの宣誓に係る相手以外とパートナーシップ関係にないこと
- (4) お二人の関係が民法第734条から第736条に規定する近親者でないこと
(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある方同士ではないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者となった場合を除く。)
- (5) ファミリーシップ宣誓の場合は、次の要件をすべて満たすことが必要です。
 - ①パートナーシップ関係にある者の子又は親であること
 - ②パートナーシップ関係にある双方又は一方と生計を同一にしていること
 - ③ファミリーシップ対象者となる子又は親の同意が得られていること※15歳未満の子の場合は親権者の同意が必要です。



2 宣誓手続きの流れ

1 宣誓日時の予約連絡（必須）

- 宣誓希望日の原則 7 日前までに（土日、祝日、年末年始を除きます）、電話で宣誓日時の予約をしてください。
- 宣誓希望日時、受付場所、必要書類の確認を行います。
- 宣誓書の提出は 1 年中 24 時間可能ですが、日時により受付場所と持ち物が異なるため、事前に予約連絡がない場合は宣誓を受付することができません。

予約連絡先（登別市市民生活部市民協働グループ）
電話：0143-85-2139（年末年始を除く平日 9 時から 17 時 30 分）

2 事前用意

宣誓に必要な書類などは4ページを参照し、ご用意ください。

3 事前予約をした宣誓日時に市役所へ来庁

宣誓されるお二人は予約した日時に必要な書類をお持ちの上、指定した場所まで来庁してください。当日は本人確認後、宣誓書（別記様式第1号）及び必要書類を提出していただきます。

また、子どもしくは親の記載を希望する場合は「同意書」にもご記入いただきます。なお、子が15歳未満の場合は、子の親権者が記載する必要がありますが、宣誓時に子や親はお越しいただく必要はありません。

宣誓終了後、宣誓書（写し）をお渡しし、受領証等の交付日時の調整を行います。交付までには1～2週間程度かかります。

4 宣誓書受領証を 1 組に 1 枚、受領証カードをファミリーシップ対象者を含む全員に交付

受領証等交付の予約日時にお二人又はお一人でお越しください。本人確認書類にて本人確認後、受領証等を交付いたします。

なお、宣誓時に転入予定の方は転入後の住民票の写しを後日提出してください。住民票の写しを確認後、受領証等をお渡しいたします。

3 宣誓時に必要な書類

宣誓されるお二人について、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書及びそれぞれの次の書類が必要です。

1 「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」

3か月以内に発行されたものをご用意ください。また、本籍、続柄、個人番号(マイナンバー)の記載は不要で、お二人が同一世帯の場合は、1通のみでかまいません。

【登別市に転入予定の方】

- 上記のほか、登別市に転入を予定していることがわかる書類を提出してください。
(例) 転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し、物件売買契約書の写し 等
- 転入後に住民票の写し等を提出してください。

2 「戸籍謄本」又は「独身証明書」

宣誓日前3か月以内に発行されたものをご用意ください。

戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書は、本籍地の自治体で取得できます。

外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

3 通称名の使用を希望する方

日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を提出してください。

(例)社員証、学生証、公共料金の請求書、病院の診察券 他

4 本人確認ができる書類

本人確認書類は「氏名」及び「住所又は生年月日」が確認できる次のいずれかの書類が必要です。

- 1点でよいもの(顔写真付き身分証～運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
- 2点必要なもの(健康保険証、年金手帳、預金通帳、印鑑登録証明書、母子健康手帳など)

5 ファミリーシップを併せて宣誓する場合は次の書類が必要です。

- 宣誓者との関係が確認できる書類(戸籍謄本等)
- 宣誓者と生計が同一であることを確認できる書類(住民票等)
- ファミリーシップ対象者全員が署名した同意書(別記様式第2号)

※ファミリーシップ対象者が15歳未満の場合は、その親権者が署名する必要があります。

※戸籍謄本等や住民票等は3か月以内に発行されたものをご用意ください。

3. 宣誓書受領証等の再交付について

次に当てはまる場合は、宣誓書受領証及び受領証カードを再交付します。

◆ 紛失及び毀損があったとき

再交付手続きの流れ

1 予約（来庁の事前予約が必要です）

電話(0143-85-2139 受付時間:年末年始を除く平日 9:00~17:30)で再交付日時
の予約をしてください。なお、再交付日時は市役所開庁時間(年末年始を除く平日 9:00~
17:30)に限ります。

2 予約した日に市役所へ来庁

下記の必要書類をお持ちの上、ご本人が来庁してください。

- 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第5号)
- 本人確認書類
- 紛失以外の理由の場合は交付済みの宣誓書受領証及び受領証カード

3 宣誓書受領証及び受領証カードの再交付

申請内容の確認後、後日再交付となります。

4. 宣誓書受領証等の記載事項の変更について

次のいずれかに当てはまる場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(別記様式第6号)の提出が必要です。

《変更届の提出が必要な場合と変更届の添付書類》

1 宣誓者又はファミリーシップ対象者の氏名又は通称名の変更があったとき。

- 戸籍個人事項証明書(抄本)又は日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

※戸籍個人事項証明書(抄本)は3か月以内に発行されたものをご用意ください。

2 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき。

- 住民票の写し

※3か月以内に発行されたものをご用意ください。

※双方が市内に住所を有しなくなったときは、返還手続き又は転入先自治体での継続手続きが必要です。(7, 9ページ参照)

3 ファミリーシップ対象者を追加するとき。

- 宣誓者との関係が確認できる書類(戸籍謄本又は独身証明書)
- 宣誓者と生計が同一であることを確認できる書類(住民票等)
- 追加するファミリーシップ対象者が署名した同意書(別記様式第2号)

※戸籍謄本や住民票等は3か月以内に発行されたものをご用意ください。

※ファミリーシップ対象者が15歳未満の場合は、その親権者が署名する必要があります。

4 ファミリーシップ対象者を削除するとき。

- 申出書(別記様式第7号)

5. 宣誓書受領証等の返還について

次に当てはまる場合は、宣誓書受領証及び受領証カードの返還手続きが必要です。

- パートナーシップを解消したとき
- 一方が死亡したのちに、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき
- どちらも登別市に住所を有しなくなったとき
※次の場合は除きます。
 - ・転勤、親族の疾病その他やむを得ない事情により、双方が一時的に転出した場合
 - ・「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入する自治体への転出で、継続を希望する場合
- その他、市が規定する宣誓の要件に該当しなくなったとき

返還手続きの流れ

1 市役所へ来庁

来庁日の事前予約は不要です。ただし、個室対応を希望する場合は事前にご連絡ください。
手続きは、市役所開庁時間(年末年始を除く平日 9:00～17:30)に限ります。

下記の必要書類をお持ちの上、ご本人が来庁してください。

- 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(別記様式第8号)
- 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カード交付分全て
- 本人確認書類

※お一人で来庁し、手続きをすることも可能ですが、その場合は本人確認ができなかった宣誓者に対し、お電話でお知らせいたします。

2 返還にともなう各種手続き

交付されたパートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを利用し、行政サービスや民間サービスにおいて手続きをした場合は、各種変更手続きが必要となる場合があります。事前に各自で各種サービス提供元へご確認をお願いします。

6. 宣誓後の取消について

宣誓後、宣誓書受領証等が交付済みであっても、宣誓が無効となることがあります。

1 無効要件に該当していることが判明

次の場合は、宣誓等が無効となります。

- 宣誓者がパートナーシップを形成する意思がないとき
- 宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- 不正に使用したことが判明したとき
- 利用することができる方の要件に該当しなくなったとき(要件は3ページ参照)

2 交付済みの宣誓書受領証等を返還

宣誓書受領証及び受領証カードが既に交付済みの場合は、登別市役所市民協働グループまで、直接又は郵送にて、返還の手続きを行ってください。

◆ 郵送先

〒059-8701

北海道登別市中央町6丁目11番地 市民協働グループ 宛

◆ 来庁するとき

登別市役所 2番窓口 市民協働グループまでお越しください。

(受付時間:年末年始を除く平日 9:00~17:30)

※個室対応を希望する場合は事前にご連絡ください。

7. 登別市に転入するとき・登別市から転出するとき

パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた方が連携自治体間における住所の異動をする場合、転入先自治体の宣誓要件を満たしていれば、異動に伴う宣誓制度に係る手続きを簡素化することができます。

【連携内容】

- (1)本市への受領証等の返還手続きの省略
- (2)転入先での宣誓制度に係る手続きの一部簡素化

連携自治体から登別市に転入するとき

下記の必要書類を郵送又は来庁し、提出してください。

- 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(別記様式第9号)
- 転出元自治体より交付された宣誓書受領証等
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたもの)
- 本人確認書類(お二人それぞれの書類が必要。郵送の場合は写しを同封。)
- 切手貼付(定形外+特定記録郵便分)の送付先が記載された返信用封筒(角形2号)
※郵送で受領証等の交付を希望する場合のみ(アウトティング等を防ぐため、返信用封筒をご用意いただきます。)

郵送先

〒059-8701 北海道登別市中央町6丁目11番地 市民協働グループ 宛

来庁するとき

登別市役所 2番窓口 市民協働グループまでお越しください。(受付時間:年末年始を除く平日9:00~17:30)※個室対応を希望する場合は事前にご連絡ください。

※継続申告書を受領後、1~2週間程度で受領証等を交付します。

登別市から連携自治体に転出するとき

転出先の自治体が「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しているかを確認し、手続きについては転出先の自治体にお問い合わせください。市公式ウェブサイトからもご確認いただけます。

URL <https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2025022500053/>

※加入自治体は変更する可能性があります。

－ 利用時の注意事項 －

- 連携自治体以外から転入する場合は宣誓の手続きが必要です。
- 連携自治体となっても転入先の宣誓要件等を満たしていない場合は、継続できない可能性がありますのでご注意ください。

8. よくある質問

Q 1. 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか。

A1. 制度の利用やパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓等に必要書類の取得費用や返信用封筒(切手代含む)については自己負担となります。

Q 2. 同性同士のカップルしか宣誓できませんか。

A2. 双方又は一方が性的マイノリティで、要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関係なく宣誓することができます。

Q 3. 事実婚関係の場合、パートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A3. 本制度は、法律婚が認められていないことなどにより、その関係性が認められず、生きづらさを抱えている性的少数者の方々の困難の緩和を図るための制度でありますので、事実婚の方は対象としておりません。

Q 4. 二人とも登別市に転入予定ですが、3か月以内に転入できなかつたらどうしますか。

A4. 宣誓は無効となります。

Q 5. 宣誓制度と婚姻の違いは何ですか。

A5. 結婚は法律に基づき法的な権利・義務が発生します。一方、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、互いが人生のパートナーであることを市に宣誓し、市が受領証を交付するもので、登別市が独自に要綱に基づいて行う制度であり、法的な権利・義務は発生しません。

Q 6. 代理や郵送で宣誓できますか。

A6. 代理や郵送による宣誓はできません。宣誓者両名の本人確認のうえ、宣誓する必要があります。ただし、病気等の事情のため来庁が難しい場合は、ご相談ください。なお、記載が難しい場合は代筆することができます。

Q7. プライバシーは守られますか。

A7. 宣誓の際は、必ず事前予約とし、基本的に個室をご案内します。また、宣誓等に関する個人情報につきましては、本人の同意なく第三者に情報を提供することはありません。

Q8. 宣誓書受領証等に有効期限はありますか。

A8. 返還及び無効に該当しない限り、有効期限はありません。

Q9. パートナーシップ宣誓するかどうか悩んでいます。市内に相談先はありますか。

A9. 登別市市民生活部市民協働グループで、パートナーシップ宣誓制度についてご案内を行っています。また、LGBTQに関する専門の相談窓口をご案内することができますので下記にお問い合わせ下さい。

問合せ先 登別市市民生活部市民協働グループ 男女共同参画担当
TEL:0143-85-2139 FAX:0143-85-7674
E-mail:simin_danjyo@city.noboribetsu.lg.jp

9. その他

市公式ウェブサイトにて、次の資料を掲載していますのでご覧ください。

URL <https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2025022500053/>

【登別市公式ウェブサイト掲載資料等】

- 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱
- 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度により利用可能なサービス一覧
- パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク一覧
- 湯の国レインボーガイドライン(多様な性に関する登別市職員ガイドライン)
- 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の考え方



HP 二次元コード

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和7年4月

問合せ 登別市 市民生活部 市民協働グループ

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電 話 0143-85-2139

F A X 0143-85-7674

Eメール simin_danjyo@city.noboribetsu.lg.jp